

と、住基ネットの運用によって住民のプライバシーの権利を犠牲にしてもなお達成すべき高度の必要性があることを必要としました。

この中で、特筆すべきなのは、名寄せされた場合の危険に関する論述です。

名寄せされると、「住民個人々の多面的な情報が瞬時に集められ、比喩的に言えば、住民個人々が行政機関の前で丸裸にされるがごとき状態になる。これを国民総背番号制と呼ぶかどうかはともかくとして、そのような事態が生ずる具体的危険があると認識すれば、住民一人一人に萎縮効果が働き、個人の人格的自律が脅かされる結果となることは容易に推測できる。そして、原告らが上記事態が生ずると具体的危険があると認識していることについては相当の根拠があるというべきである。」とされました。

住基ネットの最大の問題点が、国家による国民管理であり、住民票コードによる名寄せで「丸裸にされる」ということは、原告らが訴えてきた最も重要な

ポイントでした。

また、そのような事態になったり、なる危険があると個人が不安に思えば、自ら自由な意見表明などを行なうことを自粛してしまおうというくんだり、一九八三年のドイツ憲法裁判所の示した、国勢調査事件判決（国勢調査の際に、効率を上げるために、国民に背番号を付けようとした国の行為について、人格権を害するとして認めなかった判決）を彷彿とさせるものであり、世界水準の格調高い判決だと言えます。

プライバシー権・自己情報コントロール権の憲法上の位置づけを明らかにし、住基ネット問題の本質を正面から認めた金沢判決は、まさに、憲法の番人としての重責を果たしたものです。

## (2) 必要性がないこと

そして、住基ネットの必要性がないことを明確に認定しました。

目的とされる、利便性については、転出・転入届の簡素化や他の市町村で住民票の交付を受ける利益はさしたるものではない。

電子政府、電子自治体には、公的個人認証サービスが必要不可欠ではなく、また、公的個人認証サービスのために住基ネットが必要不可欠でもない。

そして、利便性に関しては、それを放棄してプライバシーを大事にしたい住民に対して、利便性の方が価値が高いとして押しつけることはできないので、離脱を求める住民との関係では正当な行政目的とならないとしました。

また、行政事務の効率化に関しては、国の説明は、住民の半数が住基カードを所持することを前提としており、信用できない。

行政事務の効率化自体は正当な行政目的であるが、住基ネットが参加したくない住民のプライバシーの権利を犠牲にしてまで達成すべき高度の必要性があるとは、認められない。

## (3) 離脱が認められるべきである。

そうすると、プライバシーの権利を放棄せず、住基ネットからの離脱を求めている原告らに適用する限りにおいて、改正法の住基ネットに関する各条文は憲法一三条に違反する、としました。

## 三 総務省要請

金沢判決を手に、午後三時から、総務省に対し、住基ネットを一旦停止すること、必要性について見直すことを求める要請を行いました。

総務省は、市町村課長が対応しましたが、慎重に検討したいという答弁に終始しました。

## 四 名古屋判決

ところが、翌五月三日には、名古屋地裁で、原告らの住基ネットからの離脱を認めない、一八〇度逆の判決が出されました。

この判決の理由は以下の通りです。

「本人確認情報の四情報（氏名、住所、性別、生年月日）については従前から何人も閲覧や交付を求めることが可能であり、秘密にされるべき必要性が高くない。

住基ネットは、全国規模での本人確認情報の検索、確認を可能とするものであり、事務効率の向上や、正確性の向上に資するし、住民票の広域交付など住民の利便性の増進を図ることが可能となるの